

ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)

公益業界へ投資機会をもたらす「グリーンシフト」

公益企業に追い風となる「グリーンシフト」のドライバーとして3つの注目ポイントがあります。1)グリーンシフト(脱炭素)政策の本格化、2)イノベーション(技術革新)によるコスト低下、3)ESG投資・エンゲージメントが企業を変えるという3点です。経済的合理性を伴うようになった「グリーンシフト」に向けたエンゲージメントは持続可能な社会の実現を可能にするだけでなく、結果として投資家にも恩恵をもたらすと考えます。

公益企業に追い風となる「グリーンシフト」のドライバー、3つの注目ポイント

地球温暖化の脅威に対応するためクリーンエネルギー政策が本格化するなかで、風力・太陽光による発電コストの低下がクリーンエネルギーの拡大を後押ししています。この「グリーンシフト」には複数の成長のけん引役(ドライバー)がありますが、公益企業が地球環境のために正しい行動を取る(地球環境に配慮して行動すること)によって、結果として投資収益の向上に資すると考えます。

公益企業に追い風となる「グリーンシフト」のドライバーとして3つの注目ポイントがあります。1)グリーンシフト(脱炭素)関連政策の本格化、2)イノベーション(技術革新)によるコスト低下、3)ESG投資・エンゲージメントが企業を変えるという3点です。

1つ目は、世界各国政府が「グリーンシフト」を全面的に支持していることです。再生可能エネルギー投資を促進するため、欧州連合(EU)は1兆ユーロ規模の「グリーンディール」に合意し、2021年7月には「FIT FOR 55」が採決されています。「FIT FOR 55」は2030年の温室効果ガス削減目標として、1990年比で少なくとも55%削減を達成するための政策パッケージです。バイデン米大統領も、2兆ドルの投資計画を発表しています。また、平均気温の上昇幅を産業革命前の水準から摂氏2度以内に抑えたとの「パリ協定」の目標に多くの国が賛同し、2050年あるいは2060年までの二酸化炭素(CO₂)排出量の削減を公約しています。また、主要国が2030~2040年にかけて、従来型のガソリン車の新車販売を禁止することで、電気自動車の普及率が急速に高まると予想されます。

2つ目は、イノベーション(技術革新)や普及拡大による規模の経済効果によって風力発電や太陽光発電ならびに蓄電池のコストが石炭などの化石燃料による発電コスト並あるいはそれ以下に大幅に低下したため、化石燃料に替えてグリーン(再生可能)エネルギーを使うことで公益企業の収益が改善される状況になっている点です。

①グリーンシフト(脱炭素)政策の本格化

- ✓グリーンディール10年で1兆ユーロの投資
- ✓バイデン大統領4年で2兆ドルの投資計画
- ✓二酸化炭素排出量実質ゼロ 米国、EU、日本(2050年)、中国(2060年)
- ✓中国2035年新車販売すべて環境車に
- ✓ガソリン新車販売禁止(2030~2040年)



②イノベーション(技術革新)によるコスト低下

- ✓風力タービンの大型化
- ✓普及拡大によるスケールメリット
- ✓蓄電池の性能向上
- ✓第二世代のスマートグリッド
- ✓風力、太陽光発電コストが化石燃料コスト並あるいはそれ以下に



③ESG投資・エンゲージメントが企業を変える

- ✓ESG(環境、社会、ガバナンス)投資の拡大
- ✓CA100+(2017年発足)イニシアチブ発足、機関投資家が一丸となり温暖化対応改善を企業にエンゲージメント(対話)



出所:各種資料をもとにピクテ投信投資顧問作成

グリーンエネルギー企業の持続的な成長と投資家へのリターンをもたらすグリーンシフト

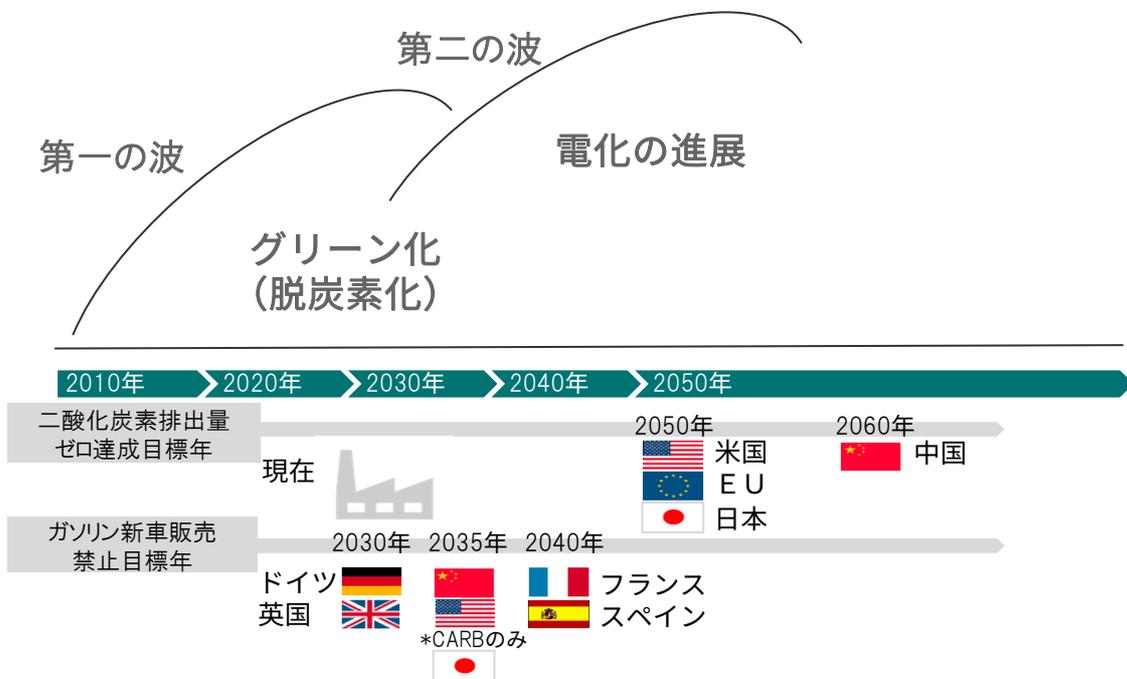
3つ目は、投資面でも持続可能な社会への関心の高まりから、ESG(環境、社会、ガバナンス)に注目した投資資金が拡大しています。ピクテでは、企業に直接エンゲージメント(対話)を行って、「グリーンシフト」を促しています。加えて、2017年12月に発足し、複数の機関投資家と協働で気候変動に関して改善が必要な企業にエンゲージメントを行う、気候変動イニシアチブ「気候変動に対応するための行動100+(CA100+)」等の組織に参加し、環境問題の解決に貢献しています。さまざまなエンゲージメントにより、環境問題の解決に取り組んでいる企業の株価は総じて堅調に推移しているようです。経済的合理性を伴うようになった「グリーンシフト」に向けたエンゲージメントは持続可能な社会の実現を可能にするだけでなく、結果として投資家にも恩恵をもたらすと考えます。

【脱炭素政策の本格化】

グリーンシフト2つの波～グリーン化の第一の波と電化の第二の波

ピクテでは、「グリーンシフト」が二つの「波」で構成されると考えます。現在は、「第一の波」、即ち、「グリーン化(脱炭素化)の波」、のさなかにあると考えます。これは、発電時の二酸化炭素(CO₂)排出量の削減を進める局面です。左下図にあるように石炭や天然ガス発電が年々減少する一方で、風力や太陽光発電は大幅な増加が予想されています。こうした状況が「第一の波」をけん引しています。「第一の波」は強力で、今後10年前後、継続することが予想されます。

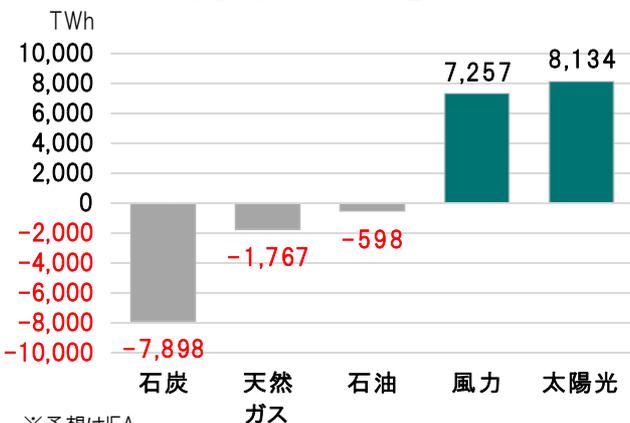
同時に今後数年ほどのうちに、「第一の波」よりも更に強力な「第二の波」、即ち、「電化の波」、への移行が予想されます。「第二の波」の局面では、暖房、交通・運輸、製造工程等で、電力がその他のエネルギーに取って代わることとなります。2030年以降の進捗状況は、右下図に示した電気自動車の普及予想などに反映されると考えます。



※2021年8月末現在 ※CARB:カリフォルニア州のZEV規制を導入している各州

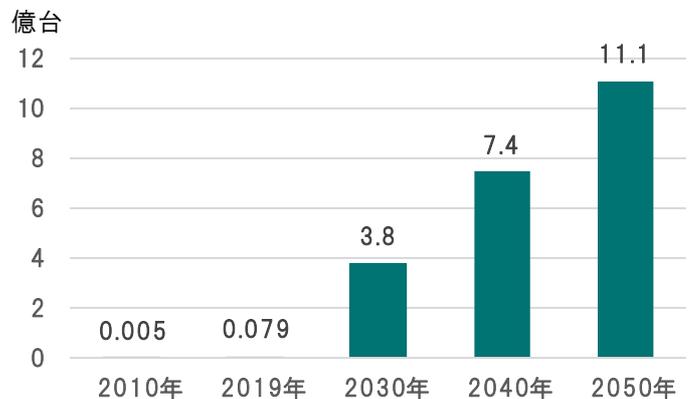
世界の発電源別発電量変化

2040年予想(対2019年)(加速シナリオ)



※予想はIEA

世界の電気自動車の普及予想



※乗用車

※2010年、2019年は実績 ※予想は国際再生可能エネルギー機関(IRENA)

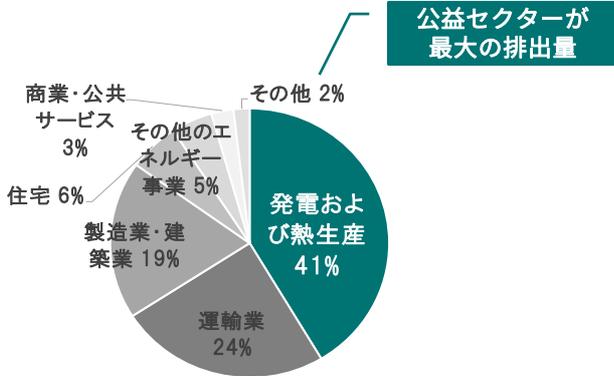
出所:IEA(World Energy Outlook 2020)、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)、各種資料を使用しピクテ投信投資顧問作成
 ※当頁記載の図はイメージ図、データは過去の実績および予想であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

公益セクターがCO₂排出量削減の鍵を握る

業種別二酸化炭素(CO₂)排出量の割合では、電力発電業界が占める発電および熱生産が40%超と最大です。CO₂排出量を削減するには発電源を変える必要があるということです。現時点では、CO₂を排出する発電源が発電源全体の65%を占めていますが、こうした状況は急速に変わりつつあります。

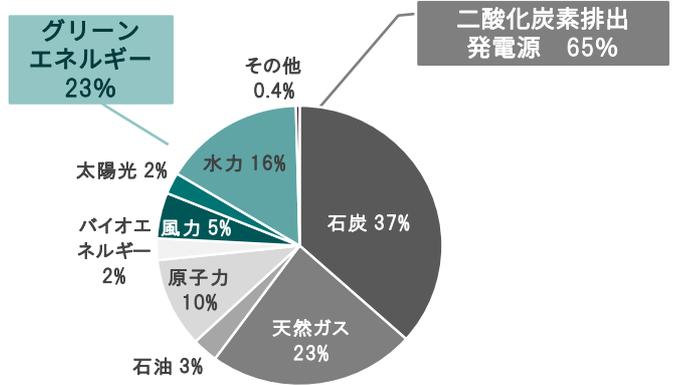
業種別二酸化炭素(CO₂)排出量割合

2017年



世界の発電源別発電量比率

2019年



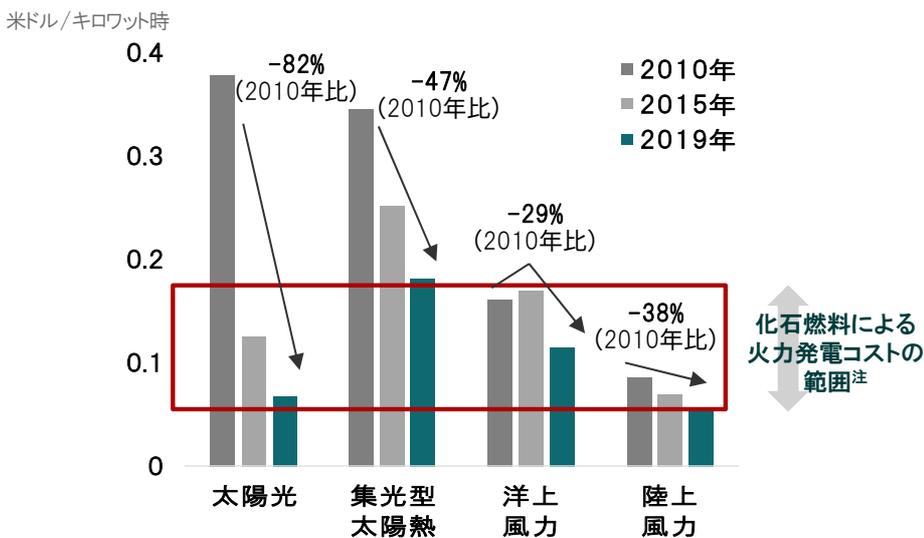
※グリーン・エネルギー：水力、太陽光、風力、その他の合計、二酸化炭素排出発電源：石炭、天然ガス、石油、バイオエネルギーの合計 ※表示は1%以上は小数点以下を四捨五入
出所：IEA(国際エネルギー機関)のデータを使用し、ピクテ投信投資顧問作成

コスト低下で公益業界に経済的メリット

再生可能エネルギー発電のコストは大幅に低下しています。太陽光発電の場合は過去10年でコストが82%削減されており、風力発電の場合も、陸上、洋上発電ともに削減されています。下のグラフの赤の四角は、CO₂を排出する化石燃料による発電のコストを示しています。一方、再生可能エネルギーの現時点での発電コストを示す濃いグリーンの棒グラフは既に化石燃料による火力発電のコストと同程度にあり、コスト削減が継続しています。公益企業にとっては、再生可能エネルギーによる発電への移行は、収益面でのドライバーでもあるということになります。

主な再生可能エネルギーの発電コスト

2010年、2015年、2019年



注：2019年の化石燃料による火力発電費用(予測) ※各発電コストは国際的な均等化発電原価
出所：国際再生可能エネルギー機関(IRENA)のデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

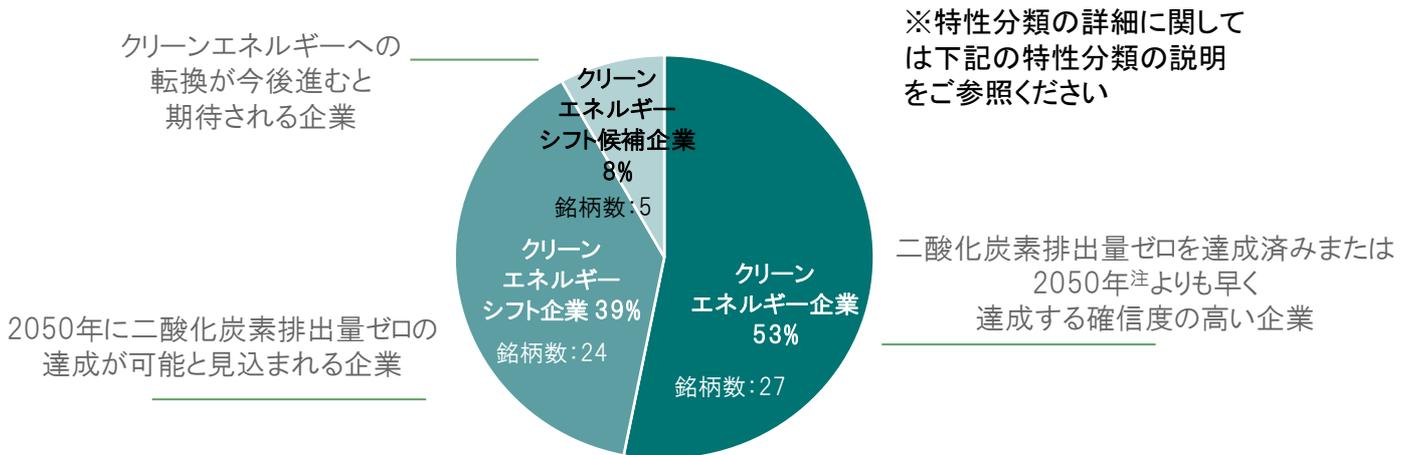
※データは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

積極的にエンゲージメント(対話)を行い、「グリーンシフト」を促す

当ファンドは、クリーンエネルギーに注力する企業、クリーンエネルギーにシフトする企業、クリーンエネルギーへの転換が進むと期待される企業に投資を行っています。

クリーンエネルギーにシフトする企業、クリーンエネルギーへの転換が進むと期待される企業に対しては、積極的にエンゲージメント(対話)を行い、「グリーンシフト」を促しています。

当ファンド保有銘柄のクリーンエネルギー特性格成比 2021年7月30日



【当ファンド保有銘柄のクリーンエネルギー特性分類について】

記載の保有銘柄の分類はファンドマネージャーが企業調査活動で得た情報をもとに、パリ協定の二酸化炭素排出量ゼロの目標への取り組み姿勢を軸に以下のように行われたものです。

①二酸化炭素排出量ゼロについて、パリ協定の目標年である2050年よりも早い達成を掲げているあるいは、既に達成済み、数値は目標値として発表していても現在の達成状況と計画から早期に達成可能とファンドマネージャーが評価する企業をクリーンエネルギー企業とします。②二酸化炭素排出量ゼロについて、2050年までに達成するとの目標を掲げている企業あるいは現在の達成状況と計画からおよそ2050年に達成可能とファンドマネージャーが評価する企業をクリーンエネルギーシフト企業とします。③二酸化炭素排出量ゼロについて、目標を掲げていないが現在の状況や企業との対話のなかで今後対応が可能とファンドマネージャーが期待する企業をクリーンエネルギー・シフト候補企業とします。

※ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)の主要投資対象であるPGSF-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンドの状況です。
※クリーンエネルギー特性格成比は四捨五入で表示。注:主要国の環境問題への取り組みであるパリ協定での、二酸化炭素排出量実質ゼロの達成目標年

出所:ピクテ・アセット・マネジメントのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

※データは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※将来の市場環境の変動等により、当資料記載の内容が変更される場合があります。

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、**投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

株式投資リスク (価格変動リスク、 信用リスク)	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。 ●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

ファンドの特色

＜詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください＞

- 主に世界の高配当利回りの公益株に投資します
- 特定の銘柄や国に集中せず、分散投資します
- 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

ー分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

ー収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。

毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。

ー留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※投資にあたっては、以下の投資信託証券への投資を通じて行います。

○ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド(当資料において「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド」という場合があります)

○ピクテ・ショートターム・マネー・マーケット EUR(当資料において「ショートターム MMF EUR」という場合があります)

※実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

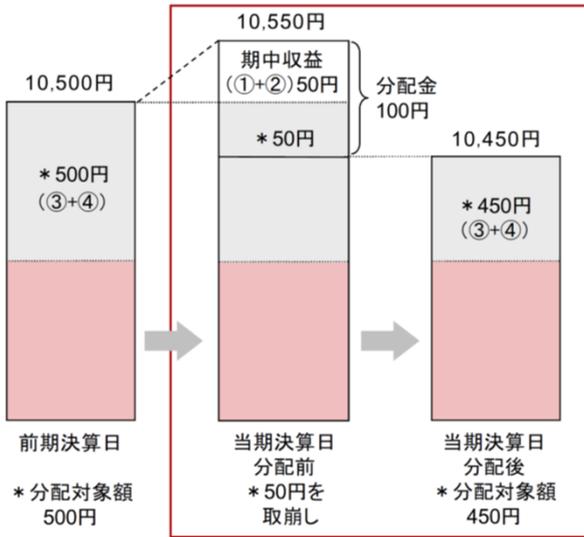
投資信託で分配金が支払われるイメージ



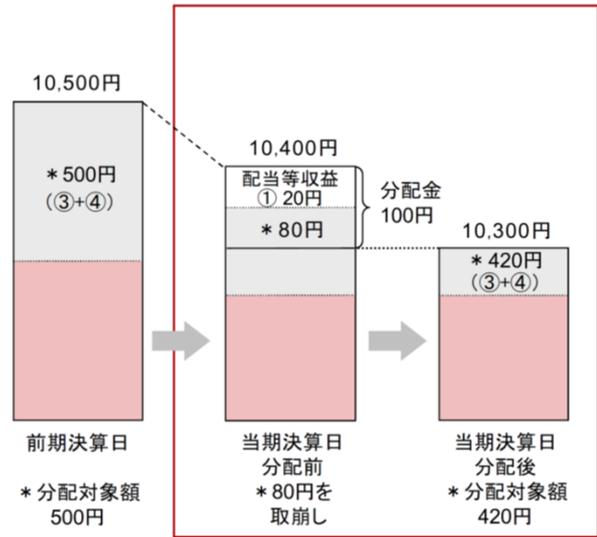
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



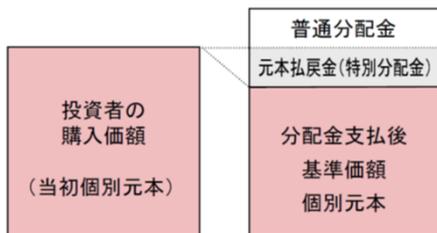
前期決算日から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

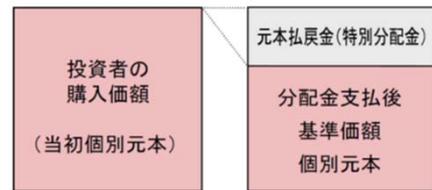
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

手続・手数料等

[お申込みメモ]

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルクの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	2005年2月28日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

[ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	3.85% (税抜3.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)						
信託財産留保額	ありません。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用(信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年1.21%(税抜1.1%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 [運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)]						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率 0.35%</td> <td>年率 0.7%</td> <td>年率 0.05%</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	年率 0.35%	年率 0.7%	年率 0.05%
委託会社	販売会社	受託会社					
年率 0.35%	年率 0.7%	年率 0.05%					
投資対象とする投資信託証券	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド</td> <td>純資産総額の年率 0.6%</td> </tr> <tr> <td>ショートターム MMF EUR クラス I 投資証券</td> <td>純資産総額の年率 0.3%(上限)</td> </tr> <tr> <td>クラス P 投資証券、クラス Pdy 投資証券</td> <td>純資産総額の年率 0.45%(上限)</td> </tr> </tbody> </table> (上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。)	グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド	純資産総額の年率 0.6%	ショートターム MMF EUR クラス I 投資証券	純資産総額の年率 0.3%(上限)	クラス P 投資証券、クラス Pdy 投資証券	純資産総額の年率 0.45%(上限)
グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド	純資産総額の年率 0.6%						
ショートターム MMF EUR クラス I 投資証券	純資産総額の年率 0.3%(上限)						
クラス P 投資証券、クラス Pdy 投資証券	純資産総額の年率 0.45%(上限)						
実質的な負担	最大年率 1.81% (税抜1.7%)程度 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)						
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.055% (税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。))は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。						

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」について

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ投信投資顧問株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会	【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】 https://www.pictet.co.jp
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社〉	
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払を行う者)	

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
藍澤証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○	○		
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○			
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
SMBC日興証券株式会社(ダイレクトコース専用)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○		○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○		○
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号	○	○	○	
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○			
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局長(金商)第1号	○			
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○			
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○			
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○			
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
野村証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○			○
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○	○		
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			

販売会社一覧(つづき)

商号等	加入協会					
	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第1号	○			
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第14号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	
株式会社みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第11号	○			
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○

販売会社一覧(つづき)

商号等	加入協会					
	登録金融機関	登録金融機関	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第611号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○	

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。